

楽天でんわ by 楽天モバイルサービス利用規約

2021年7月1日

楽天モバイル株式会社

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 総則 | 4 |
| 第1条（規約の適用） | 4 |
| 第2条（規約の変更） | 4 |
| 第3条（用語の定義） | 4 |
| 第2章 楽天でんわサービスの種類等 | 5 |
| 第4条（楽天でんわサービスの種類） | 5 |
| 第5条（音声通信サービスの品目等） | 6 |
| 第3章 契約 | 6 |
| 第1節 音声通信サービスに係る契約 | 6 |
| 第6条（契約の単位） | 6 |
| 第7条（音声通信サービス契約申込の方法） | 6 |
| 第8条（音声通信サービス契約申込の承諾） | 6 |
| 第9条（音声通信サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止） | 7 |
| 第10条（音声通信サービス契約者が行う音声通信サービス契約の解除） | 7 |
| 第11条（当社が行う音声通信サービス契約の解除） | 7 |
| 第12条（発信番号通知） | 8 |
| 第13条（その他の提供条件） | 8 |
| 第4章 利用中止及び利用停止 | 8 |
| 第14条（利用中止） | 8 |
| 第15条（利用停止） | 8 |
| 第16条（接続休止） | 9 |
| 第5章 通信 | 9 |
| 第17条（通信利用の制限等） | 10 |
| 第18条（通信時間等の制限） | 10 |
| 第19条（協定事業者の制約による制限） | 10 |
| 第20条（通信時間の測定等） | 10 |
| 第6章 料金等 | 10 |
| 第1節 料金等に関する費用 | 11 |
| 第21条（料金等に関する費用） | 11 |
| 第2節 料金等の支払義務 | 11 |
| 第22条（利用料の支払義務） | 11 |
| 第22条の2（使用料の支払義務） | 11 |
| 第3節 料金の計算方法等 | 12 |
| 第23条（料金の計算方法等） | 12 |
| 第4節 割増金及び延滞利息 | 12 |
| 第24条（割増金） | 12 |

| | |
|---------------------------|----|
| 第25条（延滞利息） | 12 |
| 第7章 保守 | 12 |
| 第26条（修理又は復旧の順位） | 12 |
| 第8章 損害賠償 | 13 |
| 第27条（責任の制限） | 13 |
| 第28条（免責） | 14 |
| 第9章 雑則 | 14 |
| 第29条（承諾の限界） | 14 |
| 第30条（利用に係る契約者の義務） | 14 |
| 第31条（契約者の氏名等の変更の届出） | 14 |
| 第32条（当社からの通知） | 15 |
| 第33条（契約者の氏名等の通知） | 15 |
| 第34条（法令に規定する事項） | 15 |
| 第35条（閲覧） | 15 |
| 別記 | 15 |
| 1 契約者の地位の承継 | 15 |
| 2 楽天でんわサービスにおける禁止事項 | 16 |
| 3 当社が行う自営端末設備の状態確認 | 16 |
| 4 契約者に係る情報の利用 | 16 |
| 5 新聞社等の基準 | 17 |
| 料金表 | 18 |
| 通則 | 18 |
| 第1表 料金 | 19 |
| 第1 使用料及び利用料 | 19 |
| 附 則 | 23 |

第1章 総則

第1条（規約の適用）

当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この楽天でんわ by 楽天モバイルサービス利用規約（楽天以下「規約」といいます。）を定め、これにより楽天でんわ by 楽天モバイルサービス（当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

第2条（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に規定する事項の変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法により説明します。

第3条（用語の定義）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|---------------------|---|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他 電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 電話サービス網 | 主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| 4 楽天でんわサービス | 電話サービス網を使用して行う電気通信サービス |
| 4の2 楽天モバイル SIM サービス | 移動体通信事業者が定める卸携帯電話約款及び接続約款に基づき、楽天モバイル株式会社から契約者に対してSIMカードを貸与するとともに提供される携帯電話向けのデータ通信及び回線交換サービス |
| 5 楽天でんわサービス取扱所 | 楽天でんわサービスに関する業務を行う当社の事業所 |
| 6 楽天でんわサービス契 | 当社から楽天でんわサービスの提供を受けるための契約 |

| | |
|----------------------------|---|
| 約 | |
| 7 楽天でんわサービス契約者 | 当社と楽天でんわサービス契約を締結している者 |
| 8 協定事業者 | 楽天コミュニケーションズ株式会社（以下「RCOMM」といいます。）と相互接続協定を締結している電気通信事業者 |
| 9 直加入電話等設備 | 固定端末系伝送路設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）又はIP電話設備（電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。） |
| 10 携帯自動車電話設備 | 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るもの |
| 11 ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備 | ワイドスター通信サービス契約約款に係る電気通信設備 |
| 12 削除 | |
| 13 直加入電話等設備等 | 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備、ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備 |
| 14 端末設備 | 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 15 技術基準等 | 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件 |
| 16 消費税相当額 | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

第2章 楽天でんわサービスの種類等

第4条（楽天でんわサービスの種類）

楽天でんわサービスには、次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|----|----|
|----|----|

| | |
|----------|---|
| 音声通信サービス | <p>楽天モバイル SIM サービスの契約者が指定する携帯自動車電話設備の電話番号を、あらかじめ当社の電気通信設備に登録（以下、「登録電話番号」といいます。）し、その登録電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等の電話番号に当社が付与した番号（0037-68 とします。）を前置して行う通信サービス。</p> |
|----------|---|

第5条（音声通信サービスの品目等）

音声通信サービスには、料金表に規定する料金品目があります。

第3章 契約

第1節 音声通信サービスに係る契約

第6条（契約の単位）

当社は、1の音声通信サービス契約の申込ごとに1の音声通信サービス契約を締結します。この場合において、音声通信サービス契約者は、1の音声通信サービス契約につき1人に限りません。

第7条（音声通信サービス契約申込の方法）

音声通信サービス契約の申込は、当社が指定するオンラインサインアップにより行うものとします。

（注）オンラインサインアップで、入力する情報は、登録電話番号、申込をした者の氏名、住所、電子メールアドレス及びクレジットカード番号とします。

第8条（音声通信サービス契約申込の承諾）

当社は、音声通信サービス契約の申込があったときは、クレジットカードによる音声通信サービスの料金に関する費用の支払いを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、音声通信サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 前項のクレジットカードにより音声通信サービスを契約したことがあり、その契約数について当社が別に定める数を超える場合。
- (2) 音声通信サービス契約の申込をした者（以下、この条では、「申込者」といいます。）の電子メールアドレスを当社が取得できない場合。
- (3) 音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 申込者が、音声通信サービスの料金その他の債務（規約に規定する料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（その利用規約及び料金表に規定

する料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 申込者が、第15条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、当社サービスの利用を停止され、又は当社サービスの契約解除を受けたことがあるとき。

(6) 申込者が、申込にあたり事実と反する記載を行ったほか、手続き上の不備があるとき。

(7) 申込者の登録電話番号が、楽天コミュニケーションズ株式会社が掲げる電話サービス等契約約款において提供する第三者課金機能利用サービスの登録電話番号と同一であるとき。

(8) 料金表で定める提供条件に適合しない場合。

(9) 前各号のほか、公序良俗に違反し、第三者の権利を侵害し、又は当社のサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあると当社が判断する場合。

3 当社は、前項の規定により、その音声通信サービス契約の申込を承諾しない場合は、あらかじめその理由を通知します。

第9条(音声通信サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

音声通信サービス契約者が楽天でんわサービス契約に基づいて音声通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第10条(音声通信サービス契約者が行う音声通信サービス契約の解除)

音声通信サービス契約者は、音声通信サービス契約を解除しようとするときは、当社が指定する方法により通知するものとします。

第11条(当社が行う音声通信サービス契約の解除)

当社は、第15条(利用停止)の規定により音声通信サービスの利用を停止された音声通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声通信サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、音声通信サービス契約者が第15条第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が音声通信サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、音声通信サービスの利用を停止しないでその音声通信サービス契約を解除することがあります。

3 当社は、音声通信サービス契約者が第15条第1項各号又は第3項の規定の複数に該当する場合に、前2項の規定にかかわらず、音声通信サービスの利用を停止しないでその音声通信サービス契約を解除することがあります。

4 当社は、当社から連続して12か月間利用料の請求を行うことがない場合、その音声通信サービス契約を解除することがあります。

5 当社は、音声通信サービス契約者から、登録電話番号に係る携帯自動車電話設備等契約の解除、利用休止又は譲渡をした旨の通知があったとき、又はその事実を知ったときは、その音声通信サービス契約を解除することがあります。

- 6 当社は、契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反し、又は、契約者が不正利用目的で音声通信サービスを利用し又は利用するおそれがあると当社が認めたときはその契約を解除できるものとします。
- 7 当社は、前5項の規定により、その音声通信サービス契約を解除しようとするときは、音声通信サービス契約者に事前に通知することなく契約解除を行えるものとします。

第12条（発信番号通知）

契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この規約中の第27条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- 3 発信番号通知については、契約者の自営端末設備及びソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

第13条（その他の提供条件）

音声通信サービス契約に関するその他の提供条件については、別記1及び別記2に定めるところによります。

第4章 利用中止及び利用停止

第14条（利用中止）

当社は、次の場合には、その楽天でんわサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第17条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により楽天でんわサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その楽天でんわサービスの料金その他の債務（この規約及び料金表の規定により、支払いを要することとなった楽天でんわサービスの料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その楽天でんわサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 楽天でんわサービスに係る契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記

載を行ったことが判明したとき又は当社所定の書面に記載された内容から不正利用目的の疑いが認められたとき。

(3) 第31条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき又はその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき又は当社所定の書面に記載された内容から不正利用目的の疑いが認められたとき。

(4) 契約者と電話、FAX、電子メール等による連絡がとれないとき又は契約者宛てに発送した当社郵便物が当社に返送されたとき。

(5) 第30条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(6) 契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において第30条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(7) 前各号のほか、公序良俗に違反し、第三者の権利を侵害し、又は当社のサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定により、楽天でんわサービスの利用を停止しようとするときは、この規約の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、当社と複数の楽天でんわサービス契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての楽天でんわサービス契約に係る楽天でんわサービスの利用を停止することがあります。

第16条（接続休止）

当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社の楽天でんわサービスを全く利用できなくなったときは、その楽天でんわサービスについて接続休止（その楽天でんわサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、その楽天でんわサービスについて、契約者からの楽天でんわサービスの契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、楽天でんわサービスを接続休止しようとするときは、あらかじめその契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第5章 通信

第17条（通信利用の制限等）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

| 機関名 |
|--|
| 気象機関水防機関消防機関 災害救助機関 警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。) 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関ガスの供給の確保に直接関係がある機関水道の供給の確保に直接関係がある機関選挙管理機関 別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関 |

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信において着信しないことがあります。
- 3 前2項の措置により契約者に生じた損害について、当社は免責されるものとします。
- 4 当社及び当社グループは、本条に規定する通信時間等の制限又は現在若しくは将来の通信サービスの品質の向上のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

第18条（通信時間等の制限）

前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することができます。

第19条（協定事業者の制約による制限）

契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、楽天でんわサービスを利用できない場合があります。

第20条（通信時間の測定等）

音声通信サービスに係る通信時間の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

第6章 料金等

第1節 料金等に関する費用

第21条（料金等に関する費用）

当社が提供する楽天でんわサービスの料金を、料金表第1表(料金)に定めます。

第2節 料金等の支払義務

第22条（利用料の支払義務）

契約者は、当社が測定した通信時間と料金表の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要します。

- 2 契約者は、音声通信サービスに関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議しその事情を斟酌するものとします。

第22条の2（使用料の支払義務）

契約者は、当社が音声通信サービスの提供を開始した日から起算して、音声通信サービスの解除があった日の前日までの期間について、料金表第1表（料金）に規定する使用料（音声通信サービスの料金のうち定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声通信サービスを利用することができない状態が生じたときの使用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用中止があったとき。

イ 利用停止があったとき。

- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、音声通信サービスを利用できなかった期間中の使用料の支払いを要します。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|
| 1 契約者の責めによらない理由により、音声通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声通信サービスについての料金 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりその音声通信サービスを全く利用できな | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に |

| | |
|-----------------------|---|
| い状態が生じたとき。 | 対応するその音声通信サービスについての料金 |
| 3 音声通信サービスの接続休止をしたとき。 | 接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声通信サービスについての料金 |

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第3節 料金の計算方法等

第23条（料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

第24条（割増金）

契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第25条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

第26条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第17条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
|----|---|
| 1 | 気象機関に設置されるもの水防機関に設置されるもの消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの選挙管理機関に設置されるもの 別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

第8章 損害賠償

第27条（責任の制限）

当社は、楽天でんわサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その楽天でんわサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、楽天でんわサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声通信サービスに係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表に規定する利用料（楽天でんわサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（料金表に規定する料金月をいいます。）の前6料金月の1日当たりの平均の利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(2) 料金表第1表（料金）に規定する使用料

3 当社の故意又は重大な過失により楽天でんわサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注1) 本条第2項(1)に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、楽天でんわサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の利用料とします。

(注2) 本条第2項(2)の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第28条 (免責)

当社は、この規約等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第9章 雑則

第29条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

第30条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で楽天でんわサービスを利用しないこと。

2 別記2に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

第31条 (契約者の氏名等の変更の届出)

契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所、請求書等(当社又は請求事業者が発行する本サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書、クレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)の送付先若しくは電子メール等の送付先、第7条(音声通信サービス契約申込の方法)の規定に基づき登録した内容又は当社が別に定める内容に変更があったときは、その内容について速やかに当社が指定する方法により届け出るものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

登録電話番号に係る携帯自動車電話設備の契約の解除、利用休止又は譲渡。

2 前項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類の提示を

求めることがあります。

- 3 第1項の変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

第32条（当社からの通知）

当社は、契約者への通知方法として当社のホームページへの掲示、あるいは契約者への電子メール、郵送その他の連絡方法により通知を行います。

第33条（契約者の氏名等の通知）

当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と楽天でんわサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

- 2 当社から契約者に行う通知のうち、電子メール又は郵送によって通知する場合には、契約者が当社に届け出ている（前条第1項による変更の届出がされている場合は当該変更の届け出に記載されている）住所、居所若しくは請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

第34条（法令に規定する事項）

楽天でんわサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第35条（閲覧）

この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う楽天でんわサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 楽天でんわサービスにおける禁止事項

契約者は楽天でんわサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (6) 音声通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (7) 他人になりすまして音声通信サービスを利用する行為
- (8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (9) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (10) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (11) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (12) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (13) 一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより音声通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為
- (14) 前各号のほか、公序良俗に違反し、第三者の権利を侵害し、又は当社のサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断する行為

3 当社が行う自営端末設備の状態確認

当社は電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると当社が判断した場合、契約者の端末設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置をとる場合があります。

4 契約者に係る情報の利用

- (1) 当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込時又は楽天でんわサービスの提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、クレジットカード番号及び契約者識番号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用します。

ア 契約者からの問い合わせへの対応（本人性の確認）

- イ 当社サービスの利用に係る手続き又は提供条件の変更等の案内に係る業務
 - ウ 課金計算に係る業務
 - エ 料金請求に係る業務
 - オ 利用停止及び契約解除に係る業務
 - カ 保守又は障害対応などの取扱業務
 - キ 当社サービスの維持、改善又は新たなサービスの開発に係る業務
 - ク 当社サービス又は契約者に有益な他社サービス・製品等の通知、販売推奨、アンケート調査及び景品等の送付に係る業務
 - ケ 市場調査及びその分析に係る業務
 - コ その他当社の営業に関する通知
- (2) 当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、契約者に係る情報を（1）のア～コに定める目的の遂行に必要な範囲において利用します。
- (3) 当社の情報管理責任者は、当該契約者に係る個人情報についての責任を有するものとします。
- （注）プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号、以下同じとします。）第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいいます。当社は同ポリシーをホームページ（<http://mobile.rakuten.co.jp/policy/>）において公表します。
- (4) 上記の各号の他、契約者に関する情報の取り扱いについては、楽天でんわホームページ（<http://mobile.rakuten.co.jp>）に定めるものとします。
- (5) 契約者は（1）～（4）に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

5 新聞社等の基準

| 区 分 | 基 準 |
|---------|--|
| 1 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 |

料金表

通則

(料金額の表示)

- 1 楽天でんわサービス契約に係る料金額の表示は税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）を表示します。

(利用料等の設定)

- 2 楽天でんわサービス契約に係る当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定するものとします。
ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 第22条の2（使用料の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (2) 月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第22条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、3に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、楽天でんわサービス契約に係る料金をクレジットカードにより支払うものとします。
ただし、クレジットカードにより支払が完了しない場合、当社が発行する請求書によって支払うものとします。

(消費税相当額を加算)

8 第22条（利用料の支払義務）の規定その他この規約の料金表に定める料金の額は、この料金表に規定する消費税相当額を加算をした額とします。

ただし、外国への通信に係る料金については、この限りではありません。

（料金等の臨時減免）

9 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、当社のホームページに掲示する方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 使用料及び利用料

1 音声通信サービス契約に係るもの

1-1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | | |
|--|--|-------|----|-----------------------------|----------------|-------------------------------------|----------------|
| (1) 料金プラン等 | ア 音声通信サービスには、以下の料金プランがあります。 | | | | | | |
| | <table border="1"><thead><tr><th>料金プラン</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>30秒10円 (楽天でんわ by 楽天モバイル)</td><td>料金額に定めるものとします。</td></tr><tr><td>10分かけ放題 (楽天でんわ10分かけ放題 by 楽天モバイル)</td><td>料金額に定めるものとします。</td></tr></tbody></table> | 料金プラン | 内容 | 30秒10円 (楽天でんわ by 楽天モバイル) | 料金額に定めるものとします。 | 10分かけ放題 (楽天でんわ10分かけ放題 by 楽天モバイル) | 料金額に定めるものとします。 |
| | 料金プラン | 内容 | | | | | |
| 30秒10円 (楽天でんわ by 楽天モバイル) | 料金額に定めるものとします。 | | | | | | |
| 10分かけ放題 (楽天でんわ10分かけ放題 by 楽天モバイル) | 料金額に定めるものとします。 | | | | | | |
| イ 本料金プランは、楽天モバイル SIM サービス利用規約に定める契約者に対して提供します。当該電気通信サービスについて契約解除がされた場合、本プランの提供を終了するとともにその音声通信サービス契約を解除します。 | | | | | | | |
| (2) 使用料の適用 | ア 基本使用料の算定は、1の音声通信サービスに係る契約について、 2 料金額の定めに従って行います。 イ 音声通信サービスの提供の開始及び契約の解除があったときは、その料金月において日割は行いません。 | | | | | | |
| (3) 利用料の適用及び通信時間の測定等 | ア 利用料の算定は、1の音声通信サービスに係る通信について、2 料金額に規定する秒数までごとに行います。 イ 音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等、音声通信サービスに係る利 | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>用者の責任によらない理由により接続を打ち切ったときは、1-2（利用料）に規定する秒数に満たない通信時間は、利用料の算定に含みません。</p> |
| <p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p> | <p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去6料金月間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前6料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> |

2 料金額

2-1 30秒10円（楽天でんわ by 楽天モバイル）プランに係るもの

(1) 利用料

ア 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--------------------|
| 利用料 | 30秒までごとに10円（税込11円） |

イ ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|--------------------|
| 利用料 | 30秒までごとに30円（税込33円） |

ウ 外国への通信に係るもの

| 区分 | 料金額（課税対象外） |
|-------------------|-------------|
| アメリカ合衆国(ハワイ、グアム及び | 30秒までごとに10円 |

| | |
|--|--|
| <p>アラスカを含みます)、イタリア共和国、インドネシア共和国、オーストラリア、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、サイパン、シンガポール共和国、スペイン、スイス連邦、タイ王国、大韓民国、中国人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、フィリピン共和国、バチカン市国、ブルネイ・ダルサラーム国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、マレーシア、ロシア連邦</p> | |
| <p>備考</p> <p>1. 通信利用の制限について</p> <p>オーストラリア、フランス共和国、スペイン、ロシア連邦については、利用を制限している番号帯があります。当社はその番号帯を本サービスのホームページに掲載します。</p> | |

2-2 10分かけ放題（楽天でんわ10分かけ放題 by 楽天モバイル）プランに係るもの

(1) 提供条件について

ア 当社は本料金プランに係る注意事項を別に定めます。

(2) 使用料

1の契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|-------|--------------|
| 基本使用料 | 850円（税込935円） |

(3) 利用料

ア 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備、ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備への通信に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|---|
| 利用料 | <p>30秒までごとに10円（税込11円）</p> <p>ただし、接続先との通信を当社が識別した時刻から起算して600秒までの通信時間については、利用料を適用するため秒数には積算しないものとします。</p> |

イ 外国への通信に係るもの

2-1 30秒10円プランに係るもの (1) イ 外国への通信に係るものと同一とします。

当社が別に定める「10分かけ放題（楽天でんわ10分かけ放題 by 楽天モバイル）プラ

ン」に係る注意事項

- 1 外国への通信に係るもの、当社が別途指定する電話番号への通話等については、本プランによる無料通話（2－2 10分かけ放題（楽天でんわ10分かけ放題 by 楽天モバイル）プランに係るもの（3）利用料の600秒までの通信時間）の対象外となります。
- 2 当社の業務の遂行又は電気通信設備に支障を及ぼすことを考慮し、次の場合には、当社は、契約者に通知を行った後に、音声通信サービスに係る通信の利用料を、30秒10円（楽天でんわ by 楽天モバイル）プランの料金額に従って計算することがあります。また、これらの場合であっても基本使用料は日割・減額されません。
 - (1) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合
 - (2) 一定期間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合
- 3 前項各号の場合において、次に該当する通信を行ったと当社が判断した場合は、第15条（利用停止）係わらず、当社が指定する1ヶ月を超えない一定の期間をもって、契約者に通知を行わず本サービスの利用の停止を行うことがあります。
 - (1) 通信の媒介、転送機能の利用、又は当社以外の電気通信事業者が提供するサービスへの接続などで通信による直接収入を得る目的での利用。
 - (2) ソフトウェアやコンピュータプログラミングなどを用いて自動的に発信された通話。
 - (3) 通話以外の用途において利用する通信。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年11月21日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 楽天コミュニケーションズ株式会社（以下「RCOMM」といいます。）が楽天モバイルSIMサービスの契約者との間で楽天でんわサービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約及び料金プランについては、契約者と当社間の契約へ変更した日において、それぞれこの規約の規定により当社が締結した同表の右欄の契約及び料金プランに移行したものとします。

| 旧約款 | | 楽天でんわ by 楽天モバイルサービス利用規約 | |
|--------------|--|---|--|
| 音声通信サービス契約 | | 音声通信サービス契約 | |
| 料金プラン | | 料金プラン | |
| 30秒10円 | | 30秒10円 (楽天でんわ by 楽天モバイル) | |
| 5分0円（5分かけ放題） | | 5分0円（5分かけ放題） (楽天でんわ5分かけ放題 by 楽天モバイル) | |

(料金その他の債務に関する経過措置)

3 この契約変更の日前に、旧約款の規定によりRCOMMが提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、2項の規定にかかわらず、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規定は、2017年4月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供されている次の表の左欄に定める提供されている料金プランは、この改正規定実施の日において、同表の右欄に定める料金プランに移行したものとみなします。

| | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 5分0円（楽天でんわ5分かけ放題 by 楽天モバイル） | 5分かけ放題（楽天でんわ5分かけ放題 by 楽天モバイル） |
|-----------------------------|-------------------------------|

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規定は、2018年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供されている次の表の左欄に定める提供されている料金プランは、この改正規定実施の日において、同表の右欄に定める料金プランに移行したものとみなします。

| | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| 5分かけ放題（楽天でんわ5分かけ放題by 楽天モバイル） | 10分かけ放題（楽天でんわ10分かけ放 題 by 楽天モバイル） |
|---------------------------------|-------------------------------------|

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規定は、2018年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規定は、2019年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規定は、2021年7月1日から実施します。